水戸市情報公開·個人情報保護審査会告示第1号

水戸市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成 16 年水戸市条例第 45 号)第 14 条の規定に基づき、 平成 29 年 10 月 2 日付け情個審答第 1 号に係る答申の内容を公表する。

平成 29 年 10 月 24 日

水戸市情報公開·個人情報保護審査会

会長 古屋 等

答申の内容の公表

1 審査会の結論

「泉町1丁目北地区市街地再開発事業に伴う代替地取得事業の用地取得費の中の水戸市五軒町1丁目 1230番3の日本たばこ産業茨城支店の用地費及び補償費調書(総括)の明細」の開示請求について全部を不開示とした決定は妥当ではなく、次の各号に掲げる情報を除き、開示すべきである。

- (1) 個人の氏名
- (2) 法人が所有する財産の種類, 内容及び数量並びに損失補償に係る金額, 建物の単価及び再建価額, 耐用年数並びに再築補償率

2 本件諮問に至る経緯

- (1)審査請求人は、平成29年3月7日付けで水戸市情報公開条例(平成13年水戸市条例第4号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、水戸市長(以下「実施機関」という。)に対し、「泉町1丁目北地区市街地再開発事業に伴う代替地取得事業の用地取得費の中の水戸市五軒町1丁目1230番3の日本たばこ産業茨城支店の用地費及び補償費調書(総括)の明細」の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に係る文書として泉町1丁目北地区市街地再開発事業に伴う代替地取得事業の用地取得費の中の水戸市五軒町1丁目 1230 番3の日本たばこ産業茨城支店の補償費調書 (総括)の明細(以下「本件対象文書」という。)を特定し、平成29年3月17日付けで法人等の内部に関する情報であるためとの理由を付して不開示決定(以下「本件処分」という。)をし、同日付けで審査請求人に不開示決定通知書を交付した。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として、平成29年3月17日付けで審査請求書を提出した。
- (4) 実施機関は、平成29年5月19日付けで弁明書を作成し、同日付けで審査請求人に送付した。
- (5) 審査請求人は、平成29年5月31日付けで反論書を提出した。
- (6) 実施機関は、平成29年6月2日に本審査会に諮問した。

3 審査請求人の主張

- (1) 趣旨 本件処分を取り消し、全部開示の決定を求める。
- (2) 理由 審査請求人の主張は、審査請求書、反論書及び意見陳述において述べられた内容によると、おおむね次のとおりである。
 - ア 平成28年1月27日の新市民会館建設及び周辺整備調査特別委員会において、新市民会館の建設予定地にある志村病院の補償のための代替地予定地として、水戸市が日本たばこ産業の所有する土地及び建物を404,564,901円で取得することが示された。当該費用の内訳及び明細について

平成 29 年1月に開示請求をしたところ, 用地費及び補償費調書が開示され, 土地が1億 4,313 万円, 建物が2億3,936万円(うち事務所移転料2億1,554万円)であることが開示された。当該開示文書によっては, 事務所移転費の明細及び積算根拠が分からず, 補償が適切であるかどうか判断することができない。

イ 実施機関は、弁明書において、本件対象文書を公開しない理由として、本件開示請求に係る情報は、法人の財産に関する情報で、開示することで当該法人の利益が著しく害されるおそれがあることを主張する。しかし、当該主張は、当該法人のどのような利益が著しく害されるのかという具体的な理由を欠いている。法人の権利利益に関する情報ということを盾にとって、市民の知る権利を奪うことは許されない。

2億円を超える事務所移転料の財源は税金であるから、市はその内訳を開示し、説明責任を果たすべきである。過去にも市民が情報公開を求めたことにより市の補助金に関する1億5千万円の水増し請求の事実が発覚したことがあったが、それは補助金の算定の内訳が開示されたことにより発覚したものである。したがって、補償の詳細について明らかにすることが重要である。市民の貴重な財産を使って行われる補償を適正な価格で公正に行っていることを公開することで、市民の信頼が得られるものである。

ウ 実施機関は、弁明書において、補償算定根拠を明らかにすることで補償費を適正に決定することが困難となり、公正な補償事務の執行に著しい支障があると主張する。しかし、算定の内容が公開されなければ、市民はその妥当性を判断できず、恣意的な補償がなされたとしてもそれを防ぐことができない。また、実施機関は、国土交通省関東地方整備局の関東地区用地対策連絡協議会が発行する損失補償算定標準書に基づいて補償を行っているが、公開されている資料に基づいて補償を行っているのであるから、その内容を公開したとしても補償事務の執行上の問題はないはずである。

4 実施機関の主張

- (1) 本市における情報公開制度については、条例第5条において開示請求権を認めるとともに、条例 第7条において同条に規定する不開示情報(以下「不開示情報」という。)を除き、原則行政文書 の開示を義務付けている。
- (2) 本件対象文書には、泉町1丁目北地区市街地再開発事業に伴う移転補償の対象である法人の補償 費算定の根拠である建物や資産の種類・数量その他の補償費算定の価格要因(以下「補償費算定の 価格要因」という。)が記載されており、これらの情報は一般に公示されていない当該法人の財産 に関する情報であって、法人の事業活動に使用する機械設備等の情報も含まれているものであり、 当該情報が開示されると当該法人の利益が著しく害されるおそれがあることから条例第7条第3 号に該当するため、不開示情報に当たる。
- (3) また、補償費算定の価格要因については、これが開示されることとなると、補償費を適正に決定するための有益な情報を得難くなるおそれがあり、また、補償費の算定に必要な専門的な知識や能力のない地権者等が独自に算定した補償費に固執し補償交渉が困難になることも想定され、今後の同種の事務の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれもあることから、条例第7条第6号に該当し、不開示情報に当たる。
- (4) 審査請求人は、本件処分に対し、市民の貴重な税金により新市民会館の建設に関する用地買収に

係る移転補償費として2億円を超える額を支払っており、市長は、その内容について公開する責務があると主張するが、本件処分は、本件開示請求に対し条例に基づき開示・不開示を判断したものであり、当該判断にあたり事実誤認等は認められず、適切に判断したものであるから、本件不開示決定処分に違法・不当な点はなく、本件審査請求には理由がない。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の理念にのっとり、及び市民の知る権利に対する意識の高まりを受け、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「市の保有する情報の一層の公開、市政への市民参加の推進及び市民の信頼の確保を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政の公正で民主的な発展に寄与することを目的」として制定されたものであるから、原則公開の理念の下に、不開示情報の範囲については厳格に解釈し、及び運用しなければならない。

本審査会は、この原則公開の理念に基づき条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

(2) 本件処分について

ア 本件対象文書について

実施機関は、損失補償審査調書、補償額算定様式、機械設備算定内訳書、附帯工作物補償額算 定書、動産移転料補償額算定書及び立竹木調査及び算定表から構成される本件対象文書を特定し、 本件開示決定を行った。

実施機関は、本件対象文書には、泉町1丁目北地区市街地再開発事業に伴う移転補償の対象である法人の補償費算定の価格要因が記載されており、当該情報は一般に公示されていない当該法人の財産に関する情報であって、法人の事業活動に使用する機械設備等の情報も含まれているものであり、当該情報が開示されると当該法人の利益が著しく害されるおそれがあることから条例第7条第3号アに該当し、また、補償費算定の価格要因は、これが開示されることとなると、補償費を適正に決定するための有益な情報を得難くなるおそれがあり、また、補償費の算定に必要な専門的な知識や能力のない地権者等が独自に算定した補償費に固執し補償に係る交渉が困難になることも想定され、今後の同種の事務の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあることから条例第7条第6号に該当し、不開示情報に当たるとして、本件開示文書の全部を不開示としたものである。

しかし、原則公開の理念の下、不開示情報の範囲については厳格に解釈運用すべきものであるから、情報の開示・不開示の判断については、個別具体的にこれを行った上で、条例第7条各号の不開示情報に該当するもの以外のものについては、全て開示すべきである。したがって、以下において本件対象文書に含まれる不開示情報について検討する。

イ 条例第7条第3号ア該当性について

本件対象文書は、泉町1丁目北地区市街地再開発事業に伴う移転補償のための代替地の取得事業に係る損失補償の明細であり、補償費算定の価格要因として、当該代替地を所有する法人が当該代替地において所有する財産の種類及び数量について個別具体的に記載されている。法人が所有する財産の詳細は、本来公にされることが予定されるものではなく、また、本件対象文書において記載されている内容は、当該代替地を所有する法人が当該代替地において所有する主な財産

の全てであるから、当該情報によれば当該代替地上の事業所における当該法人の営業活動の状況 等を推察することができるものである。また、損失補償に係る金額、建物の単価及び建物の再建 価額、耐用年数及び再築補償率は、公開されている算定基準と照らし合わせることで当該損失補 償の対象となる法人の財産の詳細が明らかとなるものである。したがって、補償費算定の価格要 因のうち、法人の所有する財産の種類及び数量並びに損失補償に係る金額、建物の単価及び建物 の再建価額、耐用年数及び再築補償率は、当該法人の営業活動上の秘密又は企業経営上の信用力 に関するものであるといえるから、当該情報は、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利 益を害するおそれがあるものと認められるため、条例第7条第3号アに該当すると認められるこ とから、実施機関が当該情報を不開示としたことは、妥当である。

しかし、本件対象文書のその余の部分(エに掲げる事項を除く。)については、既に水戸市議会への説明等において公になっている金額、登記簿等で明らかな情報等であるから、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報とは認められず、条例第7条第3号アに該当しないため、実施機関がこれらの情報を不開示としたことは、妥当でない。

なお、審査請求人は、過去の開示請求において補助金の算定の内訳が開示されたことから、本件対象文書も開示すべきであると主張するが、補助金の算定に係る情報については、市が反対給付なく行うものであるという補助金の性質上その算定基準に係る情報等について強く透明性が求められるのに対し、本件対象文書に記載された明細は、法人が現に所有する財産の詳細であるという点で、その性質を異にするものであるから、当該主張は、上記の判断には影響しない。

ウ 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号は、市の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から、当該 事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれのある情報について、不開示とするものである。

実施機関は、補償費算定の価格要因については、これらを公にすると、補償費を適正に決定するための有益な情報を得難くなるおそれがあり、また、補償費の算定に必要な専門的な知識や能力のない地権者等が独自に算定した補償費に固執し補償交渉が困難になることも想定され、今後の同種の事務の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれもあると主張する。

しかし、審査請求人が主張するように、市の補償費の算定が公開されている基準に基づいて行われているのであれば、算定基準そのものについては、公にすることにより、市の事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報とは認められず、条例第7条第6号には該当しない。算定基準と照らし合わせることで当該損失補償の対象となる法人の財産の詳細が明らかとなる場合の当該算定基準の不開示情報該当性の判断については、同条第3号の該当性において判断すべきであって、当該判断については、イで検討したとおりである。

エ 調査者の氏名の不開示について

調査者の氏名については、特定の個人を識別することができる情報であり、実施機関が当該情報を不開示としたことは妥当であるが、該当する条項は、条例第7条第2号とすべきである。

(3) 結論

以上のとおり、本審査会は、本件開示請求についてその全部を不開示としたことは妥当でないため、条例第7条第2号及び第3号に該当する情報を除き、開示すべきであると判断する。